

令和7年度津野町
国保姫野々診療所、国保杉ノ川診療所医療事務・電子カルテシステム更新業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、津野町国保姫野々診療所、国保杉ノ川診療所の医療事務・電子カルテシステム更新業務委託業者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務内容

(1)業務名 令和7年度 津野町国保姫野々診療所・国保杉ノ川診療所
医療事務・電子カルテシステム更新業務

(2)上限委託費(消費税込み) 37,400,000円(積算参考は下記のとおり)

参考:電子カルテ更新34,100,000円

サーバー仮想化 3,300,000円

*内訳は積算参考であり、更新、仮想化各々の個別上限額ではない。

(3)業務内容 令和7年度 津野町国保姫野々診療所・国保杉ノ川診療所
医療事務・電子カルテシステム更新業務仕様書(以下「仕様書」)のとおり

(4)履行期限 契約締結日から令和8年3月19日(木)まで

3. プロポーザルのスケジュール

項目	日程	備考
公告	令和7年 9月 9日(火)	
質問書提出期間	令和7年 9月16日(火)	様式第7号
質問書への回答期限	令和7年 9月19日(金)	
参加表明書兼誓約書の提出期間	令和7年 9月24日(水)	様式第1号、2号、3号
参加資格確認審査結果の通知	令和7年 9月29日(月)	
提案書の提出期間	令和7年10月 3日(金)	様式第4号、5号、6号
審査会	令和7年10月上旬予定	
審査結果の通知・公表	令和7年10月上旬予定	

4. 質疑応答等

質問については、次のとおり質問書を提出することとし、質問書以外については回答しない。

- (1)提出期限 令和7年9月16日(火) 午後5時まで
- (2)提出方法 提出期限内に、質問書(様式第7号)を電子メールにより提出すること。
メールの件名には「電子カルテプロポーザル質問書」と記入すること。
- (3)提出先 E-mail : himesin@town.kochi-tsuno.lg.jp
- (4)回答方法 令和7年9月19日(金) までに、参加申込者全員にメールにて送付する。

5. 提出書類

- (1)プロポーザル参加表明書兼誓約書(様式第1号)

添付書類 1)プロポーザル参加資格要件確認書 (様式第2号)

2)会社概要及び業務実績 (様式第3号)

- (2) 提出期限 令和7年9月24日(水)
- (3) 提出場所 785-0201 高知県高岡郡津野町永野225番地1
津野町役場 町民課(診療所事務長)

- (4) 提出方法

持参又は郵送のいずれかにより提出しなければならない。ただし、郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「プロポーザル参加表明書兼誓約書在中」と記載したものに限り)とし、(2)に定める提出期限までに到着するように郵送すること。

6. 参加資格及び要件

本プロポーザルへの参加者は、次に掲げる要件の全てを満たしている者でなければならない。

- (1) 原則、令和7年度から令和9年度の津野町入札参加資格者名簿(物品の購入等)に登載された者とする。なお名簿に登載されていない場合であっても参加表明書の提出期限までに入札参加資格の追加受付に申請し、同等と認められたものは、この要件を満たしているとして取り扱う。
- (2) 経営内容等から、本業務を履行するに相応しい能力を備えていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申し立てが行われた者でないこと。ただし、入札参加資格再認定の手続きを行っている者を除く。
- (5) 民事執行法に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (6) 国税、都道府県税及び市町村税に未納がないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でな

いこと。

(8) 医療事務・電子カルテシステムについて、平成26年4月以降に医療機関(診療所含む)へ導入した実績があること。

(9) 上記(8)の業務において統括責任者の経験を有する者を、本業務においても統括責任者として専任で従事させることができること。

7. 参加要件の確認

本プロポーザルの参加者は以下に定めるところにより、プロポーザル参加表明書兼誓約書に参加資格要件の確認に必要な書類(「プロポーザル参加資格要件確認書(様式第2号)」と「会社概要及び業務実績(様式第3号)」)(以下参加資格要件確認書類という)を添付し、提出し参加資格要件の確認を受けなければならない。

8. 参加資格確認審査結果の通知

本プロポーザルに係る参加資格要件の確認結果については、参加資格要件確認書類を提出した者に対して、令和7年9月29日(月)までに書面で通知する。

9. 提案書等の提出

提案書の提出は、上記8に定める参加資格要件の確認を受けた者のみ提出することができる。なお、本プロポーザルを辞退する場合は、提案書提出期限までに辞退届(様式第8号)を提出すること。

(1) 提出期限 令和7年10月3日(金) 午後5時まで

(2) 提出場所 上記5(3)と同じ。

(3) 提出方法

持参又は郵送のいずれかにより提出しなければならない。ただし、郵送により提出する場合は、配達証明付きの書留郵便(封筒の表に「プロポーザル提案書在中」と記載したものに限り。)とし、(1)に定める提出期限までに到着するように郵送すること。

(4) 提出書類及び提出部数

「令和7年度津野町国保姫野々診療所・国保杉ノ川診療所医療事務・電子カルテシステム更新業務提案書等作成要領」を参照すること。

(5) 提案書に関する質問 上記4. 質疑応答等に定める方法による。

10. 審査方法等

(1) 審査を行う者

提出された書類は、令和7年度津野町国保姫野々診療所・国保杉ノ川診療所医療事務・電子カルテシステム更新業務業者選定審査会(以下「審査会」という。)が審査する。

(2) 提案者の失格事項等

1) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 参加資格要件を満たさない者
- ② 提案書等を期限までに提出しなかった者

2) 提出された提案書類等が、次のいずれかに該当する場合は失格とすることがある。

- ① 本プロポーザルの提案書等作成要領に適合しない書類を提出した者
- ② 提案すべき事項の全部若しくは一部を提出せず、又は提出書類に虚偽の記載をし、これを提出した者

(3) プレゼンテーションの実施

提案書についてプレゼンテーションを実施する。ただし、審査会において参加表明が多数であると認めた場合は、提出された書類により第1次審査を行い、あらかじめプレゼンテーションを求める者を選定し、その結果は、全ての参加表明者に書面で通知する。

プレゼンテーションは、原則として総括責任者又は主の担当者が行い、参加人数は4名以内とし、システム開発の責任者を1名含めること。

プレゼンテーションは、令和7年10月上旬を予定しているが、詳細については別途通知する。

11. 審査及び結果の通知

審査会において、最も優れた提案を行った者と次点の者を決定する。

審査結果は、プロポーザルに参加した全ての者に書面で通知する。

審査における評価基準については、「令和7年度 津野町国保姫野々診療所・国保杉ノ川診療所医療事務・電子カルテシステム更新業務選定プロポーザルに係る評価基準」を参照のこと。

提案者が1者の場合でも審査を行う。審査の最低水準点を100点満点中50点とし、各審査委員の評価点数の平均が最低水準点以上であれば当該提案者を委託候補者とする。提案者がいない場合や最低水準点を上回る提案者がいない場合は再度公募実施する。

12. 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

審査結果に基づき、最も優れた提案を行った者と本業務について協議を行い、内容について合意の上、随意契約の方式により契約を締結する。ただし、その者と契約締結の協議が整わない場合は、次点者と契約締結の協議を行う。

また、本プロポーザルは委託候補者を選定するもので、本業務は補助事業のため、契約を行う場合は、事業の交付決定日以降を予定している。

13. その他

- (1)提案に係る書類等作成及び提出に要する費用は、提案を行なう者の負担とする。
- (2)提出された書類等は返還しない。
- (3)提出された書類等は、提出した者に無断で本プロポーザル意外に使用しない。
- (4)提出された書類の審査を行う際は、必要な範囲においてプロポーザルに参加した者に通知することなく複製を作成することがある。
- (5)参加資格要件確認書類、提案書等の受理後の差し替え及び追加・削除は、特別なことが無い限り認めない。

14. 別添資料

- (1)令和7年度 津野町国保姫野々診療所・国保杉ノ川診療所
医療事務・電子カルテシステム更新業務提案書等作成要領
- (2)令和7年度 津野町国保姫野々診療所・国保杉ノ川診療所
医療事務・電子カルテシステム更新業務選定プロポーザルに係る評価基準
- (3)様式集 様式第1号から第8号
- (4)令和7年度 津野町国保姫野々診療所・国保杉ノ川診療所
医療事務・電子カルテシステム更新業務仕様書

15. 担当課

785-0201 高知県高岡郡津野町永野225番地1
津野町役場 町民課(診療所事務長)
TEL 0889-55-2314(町民課直通)
E-mail:himesin@town.kochi-tsuno.lg.jp